

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 佐野智也

論 文 題 目 法情報基盤を通じた立法沿革研究－不動産質、
用益物権の検討を題材として－

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院法学研究科教授 尾島茂樹

名古屋大学大学院法学研究科特任教授 松浦好治

名古屋大学大学院法学研究科教授 神保文夫

名古屋大学大学院法学研究科教授 大屋雄裕

論文審査の結果の要旨

1. 論文の要旨

本論文は、まず、以下の問題意識を提示する。すなわち、明治期の立法沿革を明らかにすることは、民法研究の重要なテーマの一つとなっているけれども、立法資料は膨大かつ複雑であり、多くの資料の関係を把握し、相互に参照しながら見落としなく研究を進めていくことは、高度な知識が必要とされる上、手間と時間もかかる。このような資料状況は、研究を困難にするだけではなく、研究の質にも影響を与える、という。

そこで、本論文は、現行民法各規定の明治期の立法沿革に関する情報を的確に把握する仕組みを提供し、それにより、さらなる民法の理解を実現するため、法情報基盤を構築することの重要性を指摘し、以下のような仕組みを構築することの意義を指摘する。すなわち、多くの立法資料をより有効に研究に活用するためには、既存の紙媒体によるものではなく、電子的に新たな仕組みを提供することが必要であり、明治の民法の立法沿革研究に必要な資料を組織化して提供する仕組み（著者は「明治民法情報基盤」と呼ぶ）の構築を行った、とする。

次に、本論文は「明治民法情報基盤」について以下の説明をする。すなわち、明治民法情報基盤は、散在している必要な資料を一か所に集めて時系列や対応関係に沿って配列して提供する「民法史料集」と、特定の目的に特化して利用できるように独自の加工を加えた「分析ツール」に大きく分かれている。「民法史料集」のコンテンツは、大きく二つある。一つは、国立国会図書館や国立公文書館などが提供している資料画像データへのリンクである。もう一つは、資料のテキストデータである。「分析ツール」としては、「Article History」、「理由書 Web」、「用語変遷追跡 Bilingual KWIC」がある。「Article History」は、原案から公布までの各段階の条文を、同一趣旨の規定ごとに、横軸に並べたものである。これにより、起草の各段階での条文の変遷を時系列に見ていくことができる。「理由書 Web」は、民法修正案、民法修正案理由書、旧民法の条文の三つを一体的に見ることができるツールである。「用語変遷追跡 Bilingual KWIC」は、Bilingual KWIC®というソフトを二つつなげた、Bilingual KWIC Dual というソフトを利用している。法律用語の変遷を調べたり、フランス語上の意味を確認したりするのを補助するのが、用語変遷追跡 Bilingual KWIC の機能である。

以上を受け、本論文は、明治民法情報基盤を用いることで新旧民法の異同やその変遷過程を明らかにできることを、法情報学の観点から実証するとし、個別の条文・制度の変遷を明らかにすることが可能であることを示すものとして不動産質を、また横断的な検討ができることを示すものとして地上権・永小作権・地役権の三つの用益物権を、題材として取り上げ、検討する。

論文審査の結果の要旨

まず、不動産質について、以下の検討を行う。すなわち、不動産質について、起草者のボワソナードは、日本に存在した田畑質の慣習を参考にし、「*antichrèse*」と抵当権の効力を結合させ、不動産質として、草案に定めた。旧不動産質の果実収取権は、弁済方式であったが、現不動産質は相殺方式であった。相殺方式は、豊作凶作により利息が変化していることになるなど、合理的でない面がある。しかし、この相殺方式は、日本の慣習である田畑質で行われていた方式であった。ボワソナードは、「*antichrèse*」の方式と同じく弁済方式とし、すでに慣習があった田畑に関しては例外的に相殺方式とした。不動産質に対するフランス語訳も異なっている。まず、「*antichrèse*」は、箕作麟祥が不動産質と訳しており、現在のフランス法辞典でも不動産質と訳されている。しかし、「*antichrèse*」は、現不動産質とも旧不動産質とも異なる。ボワソナードは、自分が起草したものが「*antichrèse*」とは異なるとして、「*nantissement immobilier*」と名づけた。現行民法の不動産質は、起草委員である富井政章も関わったフランス語訳において、「*droit de gage sur les immeubles*」と訳されている。これは、直訳すると、不動産に対する動産質という奇妙な翻訳となる。この翻訳の違いは、フランスと日本で質権体系が異なることによるものであることを明らかにした。次に、旧不動産質から現不動産質への変遷過程を明らかにした。法典調査会において、起草委員は、旧不動産質の充当方法を合理的な処理と捉え、主に原案 355 条に見られるように、旧不動産質を活かそうと考えていた。しかし、自己使用については、相殺方式に変えようとした（原案 354 条）。この起草委員の原案には、反対意見が出されたため、起草委員は、反対意見を受け入れ修正をした。起草委員の原案を分析すると、原案 354 条の存在により、制度全体として整合性が取れない事態が生じている。また、弁済方式で処理される場面が限定され、例外であるかのようになってしまった。最後に、旧不動産質と現不動産質の起草にあたって意識された、慣習としての田畑質について検討した。旧民法以前の不動産担保には、田畑質、家質、書入の三種類があった。そして、田畑質を使用・収益に着目して分類すると、債権者がみずから手作りする場合、債務者に小作させる場合（直小作）、債務者以外の他人に小作させる場合（別小作）の三種類にわけることができる。また、田畑質は、田畑永代売買の禁止を回避する手段として使われることもあった。起草過程ではほとんど言及されなかったが、家質もまた不動産担保として存在していた。これは、占有移転しないまま家屋敷を質入れする形態である。もともと田畑質には種々の形態や実体があり、相殺方式は形態の一つにしか過ぎなかったにもかかわらず、質権という理論の下に、過度に一般化されてしまったという起草過程を確認している。

論文審査の結果の要旨

次に、現行民法の用益物権たる地上権、永小作権、地役権について、以下の検討を行う。すなわち、旧民法の地上権は、建物・竹木を土地の附合物とする制度を前提に附合の例外として所有権と密接に関わる制度であった。プロジェや民法理由書でも、多くの記述を所有権との関係の説明に費やしている。これに対して、現行民法では、土地と建物・竹木は、特別な権利がなくても別個に権利の客体となるため、地上権において、附合の例外としての機能は必要ではない。現行民法の地上権は、土地を利用するという機能に定義を改め、その結果、所有権との関係は切り離されたと言える。旧民法の永借権は、荒蕪地・未耕地を開墾することを想定して、長期の賃貸借関係を規定したものであった。これを日本に存在していた慣習である永小作に照らし合わせると、開墾永小作という、最も強く所有権とほぼ同等と扱われていたものに該当する。これに対して、永小作権は、永借権の特殊な規定を承継しているにもかかわらず、荒蕪地・未耕地を開墾することを想定していない。永借権の特殊な規定は、物権理論から一応の説明が加えられている。そして、永小作権の起草において念頭に置かれていた永小作は、賃借権に近い貸付永小作であった。所有権型の永小作から賃借権型の永小作になっており、現行民法の永小作権もまた、所有権とは遠いものへと変化したと言える。旧民法の地役権は、義務という定義がなされ法定地役権と約定地役権で構成されていた。現行民法において、約定地役権は、権利と定義され地役権となった。これに対して、法定地役権は、義務のまま所有権の限界となった。また、旧民法の地役権は、所有権に従たる権利という特殊な位置づけであった。この位置づけは、法定地役権と約定地役権の体系の変更において重要な意味を持っている。すなわち、地役権がもともと所有権の従たる権利であったことと合わせて考えれば、法定地役権が所有権の限界の規定となったことは、所有権と結びついたまま、そして義務のまま、規定されたということになる。これに対して、約定地役権は、所有権とは別個の制度へと変化した、そして権利として、規定されたということになる。現行民法の地役権は、所有権と切り離された権利として規定されたということである。用益物権の横断的、体系的な検討からは、所有権から利用権へという共通性を見いだせた一方で、地役権の特殊性も明らかとなった。用益物権についての新旧民法の比較検討は、新たな体系を考えるにあたって、有益な示唆を含んでいる。

以上の検討結果から、本論文は、不動産質、及び用益物権の起草過程の検討において、明治民法情報基盤が有用に機能した、と評価する。そして、筆者は、今後の課題として以下の点を指摘する。すなわち、明治民法情報基盤は完成したものではなく、今後も、資料の追加、機能の追加などが必要であり、また、対象法分野を拡大し、また他の法学領域にも生かし得る。

論文審査の結果の要旨

2. 論文の評価

本論文を読んでまず気付かされるのは、法学研究科の博士論文としては異例な分量の少なさである。しかしそれは、法律研究者の需要に応える法情報基盤の構築という作業、あるいはそこで構築されたデータベース類がいわば研究の「本体」であり、論文はその意義や取り扱い方法、活用実績に関する説明書としての性格を持っている以上自然なことであり、むしろ工学研究科における博士論文などと同様の性格を持つものとして、そのような視点から評価すべきである。そしてそのような視点に立った場合、著者自身が認めるようになお構築途上にあるという側面は否定できないものの、著者以外の民法研究者なども対象とした成果の有用性については論文後半の考察において十分に示されていると考えられる。ただし質の保証という面において、理学・工学などにおいては論文の内容が査読付きの学術誌に公表されていることをもって担保としているところ、本論文についてはやや不安が残らないでもない。この点については、「明治民法情報基盤」についての他研究者による評価によって代替可能だと判断した。

法情報学自体は、まだ確立した研究領域とはいえない。当初は、法に関する情報収集力を情報科学の技術を使って高めるという点に中心があった。その後、検索エンジンの急速な発達やいわゆるビッグデータの活用などの領域で情報技術が発展すると可能な範囲でその技術を法情報の領域で活用する作業が拡大している。従来の法情報学は、まず情報の技術があり、それを法情報の処理に活かすという視点が強かったといえる。

本論文は、法律家が法を研究し、法をより良くするための作業をできるだけ詳細に分析し、その専門職としての作業過程を情報科学の技術を使った研究基盤として具体化しようとするものである。「民法史料集」と「分析ツール」は、法律家の専門技能を客観性と汎用性のある研究基盤として開発し、法律家の共有財産としようという試みでもある。それは、情報技術から法情報を考えるという視点から、法律家の必要とする情報という観点から、情報技術を活用する視点への転換を示している。

そもそも法に関する情報は、時間軸（歴史）と地理軸（比較法）をもっており、場合によっては数百年の情報が新しい理論研究や実務処理に必要なになる。必要な情報には、固有の意味の法情報（法令、判例、さらに学説等）の他に、立法関連情報や比較法情報、さらには、比較のための幅広い社会情報や人物情報も入ってくる。それらの情報をすべて本論文の提案する法情報基盤の中に組み込んで、法の専門技能を法情報基盤として具体化することは、今後の課題である。本論文は、その序論的な研究を進めたものと位置づけることができる。

具体的には、筆者が指摘する明治期の立法資料に関する問題点は首肯できものであり、その効率的で正確な参照が可能になれば、それにかかわる法学研究の効

論文審査の結果の要旨

率性と質が飛躍的に改善することは間違いない。「明治民法情報基盤」を構築することは、その具体的手段として高く評価することが可能である。

筆者は、具体的作業として「明治民法情報基盤」として、大きく二つのシステムを構築した。一つは「民法史料集」であり、もう一つは「分析ツール」である。「民法史料集」の一つのコンテンツは、資料画像データへのリンク集である。デジタルデータは、種々あるものの、散在しており、統一的に利用することができない。それらのリンク集の構築は、資料の存在を示すとともに、その見落としを防ぎ、かつ短時間で効率的に利用できることを実現するといえる。

また、「民法史料集」のもう一つのコンテンツは、テキストデータであり、これは検索利用に適している。これらを効率的に利用できるようにすることは、研究の効率性を向上させる。

「分析ツール」は、「Article History」、「理由書Web」、「用語変遷追跡Bilingual KWIC」であり、これらには、データの分析視座の提供という点においてオリジナリティがあるといえよう。

法情報学の検討課題が、「法の情報学」であるのか、「法情報の学」であるのか、という問題があるが、「明治民法情報基盤」の構築は、「法情報の学」として、従来、取り扱いが難しかった「法情報」について、整理して利用しやすい状態にした上で、その分析視座を提供した点で重要な意義がある。

なお、後半の「不動産質」「用益物権」に関する検討については、民法それ自体の検討としては、たとえば、関連するフランス法の検討が不十分であるとか、現行民法の解釈論の検討が不十分である点で物足りないところがあり、また法制史的研究としては、法規史ないし理論史レベルでの分析にとどまらず、立法の政治的・経済的・社会的背景や、とくに民法制定以前の法実務との関係等について、より多角的に検討すべき余地があると思われるが、現行民法の解釈論や立法論を展開する前提としての基礎作業に「明治民法情報基盤」が有用であることを示す具体例として評価することができる。

民法研究のための法情報基盤という観点からすると、フランス法、法制史、ドイツ法、英米法などの情報もある範囲で構造化して組み込む必要があるのは明らかである。しかも、定石的に参照すべき情報のほか、個別に参照すべき情報があるのも疑いがない。非定形的な情報が法情報基盤とどのように関連付けられるのかという点の理論的検討も、今後の課題である。

3. 課題

繰り返しになるが、課題をまとめ、敷衍しておく。まず、「明治民法情報基盤」は現時点では「未完成」であり、必要な情報を追加していく必要がある。十分な情報をデジタルデータとして追加していくことができるかが課題となる。

論文審査の結果の要旨

次に、この際、「明治民法情報基盤」に加えられるべき法情報がいかなるものであるか、さらには他の分野の法情報基盤の作成にあたり、いかなる法情報が必要かについては、不断に検討していく必要がある。この際には、非定型的な情報をいかに扱うかもあわせて検討する必要がある。すなわち、理論によって必要な情報が異なることになるから、必然的に研究の方法により必要な情報は異なる。これを前提に、関連するあらゆる情報を網羅的に収集しようとするのか、あるいは、情報の内容についても著者の視座からの取捨選択があり得るのかという問題が生ずる。

4. 結論

本論文は、民法研究のための専門技術と情報を法情報基盤として構築する序論的試みであり、残された課題は多い。しかし、法律家の作業を分析して、作業手順と参照情報を特定し、その処理過程を一つの具体的な仕組みに仕上げたところには、他者の研究に役立つ基盤の構築という有用性が認められ、法情報学の一つの可能性を示したものと評価できる。以上の審査結果から、審査員全員一致して、本論文は、博士（法学）の学位を授与することに値する論文であると評価した。

論文審査の結果の要旨

論文審査の結果の要旨

論文審査の結果の要旨

論文審査の結果の要旨

